

以下の「福井商業高等学校同窓会（福商会）会則」の改正については、平成23年6月19日に開催されました「平成22年度福商会通常総会」において、承認・決定されました。

「福井商業高等学校同窓会（福商会）会則」 の改正について

・ 会則改正の概要とポイント

1. 背景と目的

現行会則は、昭和27年10月に改正以降、昭和34年、昭和37年の改正を経た後、平成17年6月に「福井商業創立100周年記念事業（平成19年実施）」のための準備と当事業の円滑な推進を目的として、同窓会名称の略称「福商会」の明記、事業内容の見直し、記念事業推進のための「実行委員会」の設置可能化、等を中心とした改正を行い、さらに平成20年6月には、毎年実行委員会を設けて通常総会時に実施する懇親会事業の名称を「福商祭」へ名称変更の改正を行い、現在に至っています。

「福商会」は、平成19年に前記「福井商業創立100周年記念事業」を実施以降、同窓会事業も「福商祭事業」「学校行事支援事業」「支部支援・設立事業」「広報事業」を中心として活動が活発化し、県内の他高校同窓会に引けをとらない活動・組織となってきました。

しかし、これらの同窓会事業の増大化に伴い、これら事業の執行部隊の不足に伴う同窓会役員の負担増大や事業推進体制の機動力・実行力不足等の課題が表面化してきているとともに、この同窓会会則も時代の経過に伴い、現実との若干の矛盾部分も見受けられるようになってきています。

これらを踏まえ、今後さらに「福商会」として同窓会事業を積極的に展開、母校ならびに会員相互の連携をより強化していき、将来的に継続してさらに発展していくことを目的として、今回会則の改正を行いました。

2. 会則改正のポイント

今回の会則改正のポイントは、次のとおりです。

会則改正の目的	会則改正のポイント	
同窓会事業推進に適した 執行部組織の強化	役員制度（構成・定員等）の 見直し	事業推進「実働（執行）部隊」の組織化
		「事務局」の新設
		役員選出のしくみづくり
実態に即した会則改正	会則の適正化	「福商会会則運用基準」の制定
		「評議員」の廃止 会議構成、役員選任方法の変更

3. 主な改正の概要

(1) 役員制度（構成・定員等）の見直し

事業推進「実働（執行）部隊」の組織化

「常任理事」および「理事」を中心とした、同窓会事業の「実働部隊」を組織化できるように、事業内容に応じた定員数に変更し、この「常任理事」および「理事」を含めた「実働部隊組織図」や「常任理事・理事登用定数基準」を別途設定しました。

「事務局」の新設

前記「実働（執行）部隊」が同窓会事業を実施するうえで、会長・副会長・監事との連携・調整や必要な「会議」の招集・運営等の事務処理、全事業の予算管理を含めた実施内容管理、通常総会の準備等、事業統括部門として、事務局長を配した「事務局」を新設しました。

役員選出のしくみづくり

役員が任期満了時にもスムーズな役員改選が実施できるように、「常任理事会」に上申する役員改選原案を作成する「役員検討委員会」の設置、常任理事・理事については前述「常任理事・理事登用定数基準」を設定し、役員選出しくみを明確化しました。

「福商会会則運用基準」の制定

「福井商業高等学校同窓会（福商会）会則」の主旨に則り、この会則の適正かつ継続的な運用を図ることを目的として、その会則運用詳細を定める「福商会会則運用基準」を制定しました。

なお、この「福商会会則運用基準」には、前述の「役員検討委員会」の設置や「実働部隊組織図」「常任理事・理事登用定数基準」の制定に加え、役員人選における積極的な「女性登用」等が明記されています。

(2) 会則の適正化

「評議員」の廃止

「評議員」は各卒業年次の「クラス代表」ですが、実態として「名簿把握」が困難であり、実質役員としての機能を果たしていないことから、役員からこの「評議員」を廃止・削除し、「クラス代表」については別方法での管理を検討いたします。

会議構成、役員選任方法の変更

「総会」「常任理事会」「理事会」「四役会」等の「会議」の構成役員の明確化と、役員選任を決定する「会議」の明確化を図りました。

・会則改正に伴う「福商会役員」について

今回の「福井商業高等学校同窓会（福商会）会則」の改正に伴い、「福商会役員」の選任方法等につきましては、今後は概ね次のような方法・基準により実施されます。

1. 福商会役員

新会則における「福商会役員」は、次のとおりです。

役員名	定員数	会則根拠
会 長	1名	第8条
副 会 長	若干名	第8条
常 任 理 事	30名程度	第8条
理 事	各卒業年次毎に若干名	第8条
事 務 局	若干名	第8条（事務局長を置く）
監 事	3名	第8条
顧 問	若干名	第12条

2. 福商会役員任期

任期については、現会則と同じく「2年」で、再任は妨げません。

3. 福商会役員選任

福商会役員選任方法については、以下のとおりです。

役員名	選任方法
会 長	原則、副会長経験者から常任理事会で選任・承認決定
副 会 長	常任理事会で選任・承認決定
常 任 理 事	原則、理事の中から会長が指名委嘱
理 事	卒業年次毎に各年次で互選のうえ、常任理事会で選任・承認決定
事 務 局	常任理事会で選任・承認決定（事務局長含む。）
監 事	常任理事会で選任・承認決定
顧 問	会長が推挙し、常任理事会で選任

4. 役員の人選方法

(1) 役員の人選

別途、会長が指名する「役員検討委員会」を設けて、役員の人選を行います。

この「役員検討委員会」での人選結果を、「四役会」および「常任理事会」へ上申して承認・決定します。

(2) 常任理事・理事候補者の人選

常任理事および理事の人選については、別に定める「常任理事・理事登用定数基準」で定めた卒業年別にその定数基準に応じ、関係するその卒業年単位の現役員等が中心となり候補者を選定し、「四役会」および「常任理事会」へ上申して承認・決定します。

なお、常任理事は概ね卒業後20年以上経過した年代で登用を図っていきます。

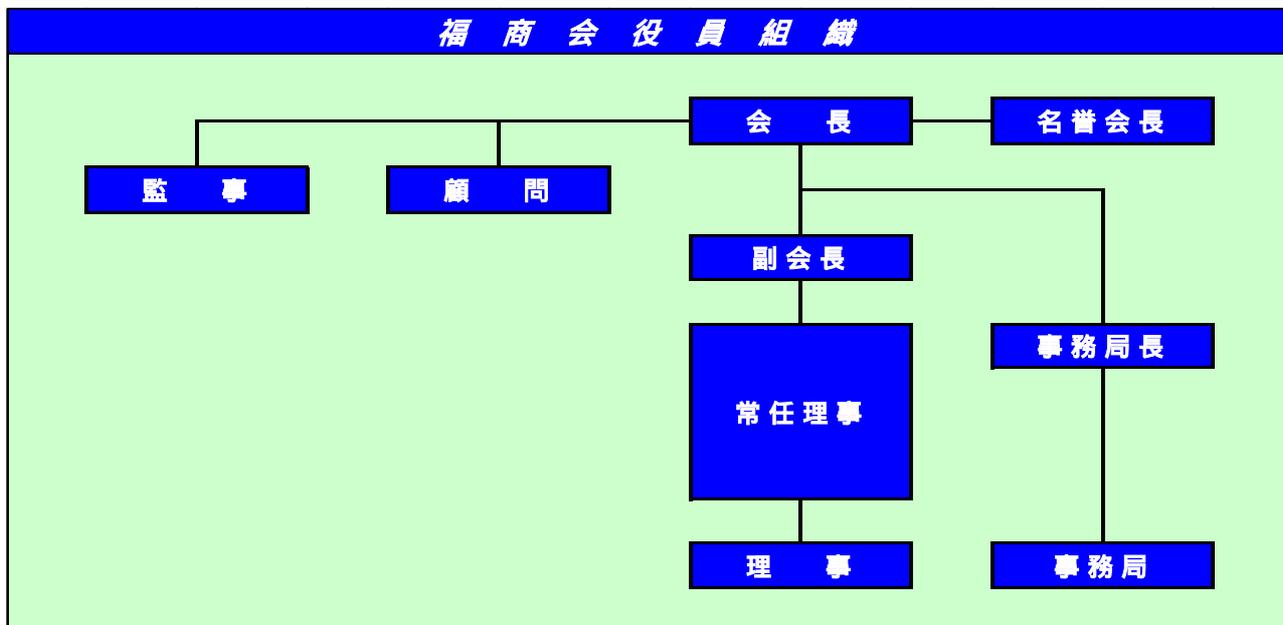
また、理事については「卒業年次毎に各年次で互選（前述の「常任理事・理事登用定数基準」の定数基準どおり）」しますが、これは福商会に入会時（高校卒業時）に選任し、それ以降は役員改選時毎に「理事」への就任確認をしながら、その結果を「四役会」および「常任理事会」で承認・決定します。

(3) 役員の人選における留意点

この「役員の人選」にあたっては、全卒業生の女性構成率(平成22年4月現在、女性比率：約53%)の実態を考慮し、できるだけ「女性」の登用を図っていきます。

5. 福商会役員組織図

福商会役員「組織図」は、以下のとおりです。



6. 福商会の会議体

福商会の「会議体」およびその審議内容等は、以下のとおりです。

会議体（開催回数等）	構成・審議内容等
総会 (年1回開催)	全会員で構成します。 事業・収支決算報告 事業計画・収支予算案の承認 常任理事会からの提案事項の承認・決議 会則変更その他重要事項の承認・決議 常任理事・理事を除く役員選任報告
常任理事会 (年2回以上開催)	会長・副会長・常任理事・事務局・監事で構成します。 常任理事・理事を除く役員選任の承認 総会議案の審議決定 事業・収支予算決算案の審議決定 会則変更案その他重要事項案の審議決定
理事会 (必要に応じて開催)	会長・副会長・常任理事・理事・事務局・監事で構成します。 常任理事会からの提案事項の審議決定
四役会 (必要に応じて開催)	会長・副会長・事務局・監事で構成します。 (必要に応じて常任理事が出席します。) 常任理事会・理事会への提案内容の審議決定 その他、会務を円滑遂行のための議案の審議決定

必要に応じて、会長は「名誉会長」「顧問」の出席を依頼することができます。

以上